

# サポート体制構築事業の要件と取組内容について

**1 事業実施主体** 市町村、協議会※、農業団体 等 ※協議会は、市町村単位を基本に、複数市町村（単位農協や普及センターの管轄域等）が連携して行う体制も対象とする。

- <要件> ○ サポート体制計画（経営開始資金の地域サポート計画に替えることができる）が策定され、新規就農のサポート体制が構築されていること  
（サポート体制には技術・営農指導、農地確保支援、資金相談、生活に係る4分野について担当機関が参画することが必須）  
○ 農業団体等が事業実施主体となる場合は、市町村と連携した取組とすること

**2 成果目標** 事業活用年度から3年間の新規就農者数

**3 事業の種類** 事業実施主体は、取り組む事業について事業実施計画を策定する。

## ① 就農相談体制の整備

### <事業内容>

・農地・資金・生活面など、就農から定着まで一元的に相談できる窓口の設置及び当該窓口における相談活動

### <対象経費>

・就農相談員の活動費（市町村、JA等の正職員の賃金は対象外）  
・サポート体制構成員による定期的な連絡会議の開催費 等  
・補助率1/2、補助金上限100万円/1地区

### <事業要件>

・農業・資金・生活面の相談に一元的に対応できる体制を設けること  
・地域の情報に精通している者を就農相談員として設置すること  
[就農相談員の例]  
地域の情報に精通している普及、JAのOB等

## ② 就農支援員による技術面等のサポート

### <事業内容>

・就農支援員による新規就農者に対する、技術・販路等の指導  
・伴走機関による新規就農者向け研修会・講習会の開催

### <対象経費>

・先輩農業者活動費（年間最大10万円×1/2）（新規就農者への指導、助言活動）  
・研修会開催経費  
・サポート体制構成員による定期的な連絡会議の開催費  
・補助率1/2、補助金上限100万円/1地区

### <事業要件>

・就農支援員はサポート体制の構成員とすること  
・農業技術等の指導を行う、十分な能力を有していると認められる者を就農支援員とすること  
・就農支援員は、新規就農者との関係が3親等以内でないこと。

## ③ 研修農場の整備

### <事業内容>

・実践的な研修農場の整備（研修終了後、研修農場（ほ場、施設、機械）について、新規就農者へのリースも可）

### <対象経費>

・研修農場の整備費用（農業機械・施設）  
・補助率1/2

### <事業要件>

・研修計画を定めていること（農業経営、農業技術、農業機械の管理・操作は必修）  
・研修期間:概ね1年以上（研修生1人当たり概ね年間1,200時間以上）  
・実習に充てる時間が70%を下回らないこと  
・研修を十分に実施できるよう指導者をおくこと  
・ポータルサイトに研修内容等を公表していること  
・研修農場の管理・運営を適切に行えること

※すでに取り組んでいる場合は、取組内容の充実・強化を図ることとする。